



2025 年 10 月 7 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 シ ン ク ロ ・ フ ー ド
代 表 者 名 代表取締役 兼 執行役員社長 藤 代 真 一
兼 事業部長 (コード番号: 3963 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役 兼 執行役員管理部長 森 田 勝 樹
(TEL. 03-5768-9522)

株主による臨時株主総会招集請求に関するお知らせ

当社は、当社株主より、会社法第 297 条第 1 項の規定に基づき、臨時株主総会招集請求（以下「本請求」といいます。）に関する書面（2025 年 10 月 2 日付臨時株主総会招集請求書）（以下「本請求書」といいます。）を 2025 年 10 月 2 日に受領しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 請求者の概要

AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC

請求者は、当社の総株主の議決権の 100 分の 3 以上の議決権を 6 か月前から引き続き保有している株主であります。

2. 請求の内容

(1) 株主総会の目的事項

- ① 取締役 森田勝樹の解任
- ② 社外取締役 1 名の選任

(2) 招集の理由等

本請求書の全文を別紙として添付しておりますので、ご参照ください。

3. 当該請求への会社の対応方針

本請求に対する当社の対応方針につきましては、本請求の内容を慎重に検討の上、決定次第開示いたします。

以上

別紙

1. 株主総会の目的である事項

- (1) 取締役森田勝樹の解任
- (2) 社外取締役 1 名の選任

2. 招集の理由

当社は、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた適切な対応を怠っています。当社は、30%近い営業利益率を誇る質の高い事業を展開しているにもかかわらず、不適切な資本政策と株主への配慮の欠いた姿勢によって、企業価値の向上に結びついていません。

当社による資本政策の失敗の明確な事例として、短期間に公募増資と自社株買いを行うという極めて不可解な資本政策が実施されたことが挙げられます。当社は 2024 年 12 月 11 日に発表した公募増資において 200 万株を調達し、差引手取概算額 6.2 億円の資金調達(1 株当たりの手取金額 312 円)を行いました。しかしながら、それから僅か 2 カ月後の 2025 年 2 月には、総額 5 億円の自社株買いを発表しています。この自社株買いは 2025 年 4 月に終了しており、取得株式総数 95 万株、1 株当たりの現金取得価格は 528 円となりました。そもそも、公募増資時点で多額の現預金を抱え込んでいた当社に追加的な資金調達が必要だったのかという論点に加えて、本資本政策は、公募増資で株式を「安く」売り出し、自社株買いで株式を「高く」買い取るという、経済合理性の観点からおよそ説明不可能な内容となっており、株主共同の利益を毀損する結果となっています。一連の取引は、資本政策に関する明確な戦略を欠いた場当たり的な判断であったと断じざるを得ません。

こうした中、2025 年 6 月に開催された第 22 回定時株主総会では、第 1 号議案(「剰余金の処分の件」)は 60%の賛成割合で可決されました。これは、剰余金の処分に関する会社提案議案としては異例の賛成率の低さです。当社の潤沢なキャッシュ創出能力に照らし株主が期待する還元水準と実際の還元水準には大きな乖離があり、当社が剰余金の使途について株主が納得できるだけの説明ができていないことは、この結果からも明らかでありました。

しかしながら当社は、このような株主の声に真摯に耳を傾けるどころか、2025 年 9 月 10 日に、「ホライズン 14 株式会社の株式取得(子会社化及び孫会社化)及び特定子会社の異動に関するお知らせ」と題する適時開示資料にて、大規模な M&A を実施することを発表しました。本件の取得価額 48 億円は、当社の時価総額のおよそ 3 割に相当し、当社の現預金から有利子負債を差し引いたネットキャッシュ 46 億円(2025 年 6 月末時点)を上回る金額でもあるなど、当社の企業規模に照らして巨額です。当社が 2025 年 5 月 14 日に発表した中期経営計画でも、3 年間の投資計画として資本市場に示した数字は 8 億円に過ぎなかったこと、また、これまで当社が実行してきた M&A の投資金額も数億円程度であったことを踏まえると、経営陣が低配当を正当化するために唐突かつ無理やり現預金を費消したとの捉え方をされてもおかしくはありません。請求者は、買収対象企業との事業間シナジー効果や買収時バリュエーションに関する評価を現時点で具申する意図はありませんが、投資規模に照らした投資決定プロセスや株主コミュニケーションには、大きな問題があったものと考えています。

当社は 2016 年 9 月 29 日に東京証券所に新規で株式を上場しましたが、その後株価は継続的に低迷しています。配当金を含めた株価指標である TSR(株主総利回り)でみると、2016 年 9 月 29 日から 2025 年 9 月 30 日までの当社の TSR は+84%であるのに対して、TOPIX は+189%と大きく水をあけられている状況です。

当社の中長期的な企業価値が低迷を続けていることの背景には、上述の資本政策の迷走と株主軽視の姿勢があることは明かです。このような場合、本来であれば、株主からの付託を受けた取締役会が経営陣の責任を問い、経営陣の選解任を通じて企業価値の向上を図る立場にあります。しかし、当社においては、指名報酬委員会がわずか年 1 回しか開催されていないことからしても、取締役会が経営陣に対する適切な監督責任を果たしているようには見受けられません。請求者の一連の提案が可決された暁には、当社取締役会の半数が独立社外取締役で構成されることで監督機能が向上し、また資本市場に関する経験豊富な取締役が追加されることから、今後、真に資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応を進めることが可能になるものと請求者は考えています。

現在も株価が低迷を続ける会社にとって、適切な監督機能を果たせていない現状の取締役会の構成を一刻も早く刷新することが、株主価値向上を実現するために必要不可欠です。したがって、次回定時株主総会において取締役の選任議案が諮られる前に、臨時株主総会の招集を請求します。

(1) 取締役森田勝樹の解任の件

【議案の要領】

取締役森田勝樹を当社の取締役から解任する。

【提案の理由】

森田勝樹氏は、2003年4月に当社社外取締役に就任し、当社上場前の2015年4月より取締役執行役員管理部長に就任しており、これまで10年もの長きにわたり当社の財務・経理を統括する立場にありました。当社の資本政策・キャッシュアロケーションを所掌する責任者でありながら、株主共同の利益に資する資本政策を実施することができず当社の中長期的な企業価値低迷を招いた森田氏の責任は重く、財務・経理担当取締役としての適格性に疑義があります。

森田氏を取締役に留任させることの是非は、本来、監督機能を果たすべき取締役会において審議されるべき問題です。しかし、現状の取締役会ではその機能が期待できないため、本議案により株主の意思を直接問うた上で、取締役会の構成を刷新し、改めて最適な財務担当取締役を選任することが必要です。

(2) 社外取締役1名選任の件

【議案の要領】

坂井 一成(さかい かずなり)を当社の社外取締役として選任する。

【提案の理由】

坂井氏は、マッキンゼー・アンド・カンパニーにてマネジメント・コンサルタントとしてキャリアをスタートし、国内外での勤務経験の後に、米系大手投資会社に転身し、日本における事業投資を行った経験を有しています。その後、マッキンゼー・アンド・カンパニーでのマネージャー職において、主に日本の上場企業を中心とした顧客に対し、様々な経営戦略の策定及び実行支援並びに事業改善の現場における実行支援を行った経験を有しており、また約一年間消費財企業に出向し、経営戦略部においてM&A 案件の推進や新規事業の立案・推進に携わっております。更には、坂井氏は米国ハーバード大学にて経営学修士(MBA)を修めたのち、英国ロンドンの上場投資信託の運用会社であるアセット・バリュアー・インベスターズにおいて、日本調査責任者として、日本の上場企業に対し持続的な企業価値向上に資するエンゲージメントを行う中長期の目線での投資を行っています。

このように、坂井氏は経営アドバイザー、上場株投資、プライベート・エクイティなどに長年従事しており、株主の視点から経営陣の責任を問い、監督をする十分な能力と適格性を有しています。また、坂井氏は、経営や財務に関する豊富な知見、資本市場やSDGsに関する幅広い見識を有しており、これらの経験を踏まえ、当社の経営全般に関して経営陣に助言することで、当社の企業価値向上を監督する役割も期待できます。なお、坂井氏は、当社の社外取締役としての職務に十分な時間と労力を割くことができる状況にあります。以上の理由で、請求者は坂井氏の取締役としての選任を提案します。

【候補者の氏名、略歴等】

候補者：坂井 一成(さかい かずなり)

生年月日:1988年2月24日

所有する当社の株式の数:0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況：

2011年4月	マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社(日本法人東京オフィス及びオーストラリア法人メルボルンオフィス勤務)
2016年4月	株式会社ローン・スター・ジャパン・アクイジションズ 入社
2017年1月	ハドソン・ジャパン株式会社 入社
2018年9月	マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社エンゲージメント・マネージャー
2021年6月	アセット・バリュアー・インベスターズ・リミテッド 入社
2024年10月	アセット・バリュアー・インベスターズ・リミテッド日本調査責任者(現職)

(重要な様職の状況)

アセット・バリュアー・インベスターズ・リミテッド日本調査責任者

※坂井一成氏が日本調査責任者を務めるアセット・バリュアー・インベスターズ・リミテッドは、顧客の代理として当社株式の18.9%(2025年9月30日現在)を保有しています。

(注)1. 候補者は、社外取締役候補者です。

2. 当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の

損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額であるとのことです。請求者は、各候補者の選任が承認された場合、各候補者との間でも同様に責任限定契約を締結いただくよう当社に求めます。